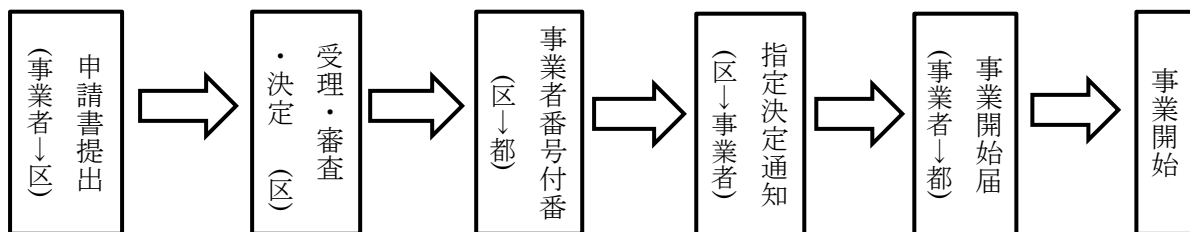


特定相談支援事業・障害児相談支援事業 指定申請の手引き

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）及び児童福祉法に基づくサービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）及び継続サービス利用支援（モニタリング）等を担う『特定相談支援事業』及び『障害児相談支援事業』を提供する事業者は、あらかじめ事業所が所在する区市町村長の指定を受ける必要があります。

この文書をよく読んだ上で手続きを行ってください。

■申請から指定までの流れ



■申請書類の提出

期 限：指定を受けようとする月の2か月前の月末。

ただし、月末が区役所の閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）の場合は、直前の開庁日。

例 平成25年8月1日に指定を受けようとする場合、平成25年6月28日が提出期限。

提出先：江戸川区 福祉部 障害者福祉課 事業者支援係

電話 03-5662-0712

※電話予約の上、申請書類の内容が分かる方が持参してください。

■申請書類の受理・審査

提出いただいた申請書類の記載事項等に不備がない場合は、担当窓口で受理します。申請書類の記載事項等に不備があった場合は、再度差替え等を依頼します。

申請書類の受理後、指定基準等を満たしているか、審査を行います。

内容に不明な点があった場合は、担当者から確認等の問合せをさせていただくことがあります。

■指定の決定等

審査の結果、指定基準を満たすと判断された事業所は、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者として決定します。決定後、事業所番号を記載した「指定通知書」を発行します。

- ・ 指定日は、各月の1日とします。
- ・ 指定の有効期間は6年間です。

■事業開始届の提出

相談支援事業を開始に際しては、事業者から東京都へ事業開始の届出が義務付けられているため、必ず事業開始届を提出してください。

事業開始届に関する問い合わせ、提出先は次のとおりです。

なお、事業開始届の様式は、[東京都障害者サービス情報のページ](#)からダウンロードできます。

- ・ 特定相談支援事業 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当
電話 03-5320-4325
- ・ 障害児相談支援事業 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当
電話 03-5320-4374

■指定の要件等

- ・ 申請者が法人であること。
- ・ 事業所の指定基準（厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」）を満たすこと。
- ・ 適正な事業の運営が認められること。

[・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準](#)

[・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準](#)

■障害児相談支援に係る指定について

障害児については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とします。

■定款等への表記について

指定を受けるにあたっては、下記のとおり定款、寄付行為等へ表記がなされていることが必要です。

- ・ 特定相談支援事業 ……「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」
- ・ 障害児相談支援事業 ……「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

ただし、社会福祉法人の場合、以下のとおり記載してください。

- ・ 特定相談支援事業 ……「特定相談支援事業の経営」
- ・ 障害児相談支援事業 ……「障害児相談支援事業の経営」

[定款表記について](#)

■相談支援専門員の要件

必要な実務経験を満たしていること、相談支援従事者初任者研修を受講していることが必要です。
詳細は、ホームページ掲載の下記を参照。

- ・ [相談支援専門員の要件となる実務経験](#)
- ・ [指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの](#)
- ・ [指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの](#)

■申請書等の書式について

江戸川区ホームページに掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障害者福祉](#) > [事業所の方へ](#) > [計画相談支援事業](#)

■指定申請書類作成のポイント

実務経験証明書、定款変更等は手続き等に時間がかかりますので、早めに準備してください。

申請書(様式第1号)

- (1) 申請者（設置者）は「法人」を、指定を受けようとする事業の種類には「事業所」のことを記載してください。
- (2) 申請者（設置者）欄は、登記事項証明書と一致する内容で記載してください。
- (3) 申請者（設置者）の印は、「法人代表者の印」を押してください。
例 社会福祉法人△△ 理事長〇〇 之印 ……OK
 社会福祉法人△△之印 ……×
- (4) 法人である場合その種別……特定非営利活動法人、株式会社、社会福祉法人等を記載。
- (5) 法人所轄庁……
 - ・ 特定非営利活動法人の場合 どの都道府県かを記載。
 - ・ 社会福祉法人の場合 厚生労働省、都道府県、江戸川区のいずれであるかを記載。
 - ・ 上記以外 不要。
- (6) 事業の種類は実施事業に○を記載。

(7) 既に～、介護保険法の～に関して、該当の場合は事業所番号・指定年月日を記入。

指定に係る記載事項(付表)

- (1) 事業所の名称は、「相談支援事業所の名称」を記載してください。
様式第1号の「指定を受けようとする事業の種類」の名称、所在地と一致を。
- (2) 当該事業について定めがある定款・寄付行為等の条文は、定款等に記載されている条を記載
(第○条第○項第○号)。
- (3) 従業員の職種・員数(人)は記載不要。
- (4) 従業員の専従とは、専ら相談支援事業所の職務に従事する場合をいいます。
従業員の兼務とは、相談支援事業所とは他の事業への従事を兼ねて勤務する場合をいいます。
- (5) 常勤とは、事業所の定める所定労働時間を勤務することをいいます。
非常勤とは、上記以外の勤務をいいます。
- (6) 総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法は、詳しく記載。
- (7) 主たる対象者を特定する場合、主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)と一致を。

他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について(別紙)

- (1) 事業の種類
居宅介護(障害)、生活介護、共同生活援助、居宅介護支援(介護保険)、放課後等デイサービスなどと記載する。
- (2) 兼務する職種
ヘルパー・管理者・ケアマネージャー・支援員などと記載する。

登記事項証明書

- (1) 法務局発行の原本の写しを提出してください。

平面図(参考様式1)

- 記載例を参考にしてください。
- ・ 事務室、相談室、鍵付書庫の場所などを記載。

備品一覧表(参考様式2)

- 以下を参考にしてください。
- ・ 机○個、椅子○個、パソコン○台、電話○台、ソファ○台 など

備品一覧表(参考様式2-②)

- 鍵付書庫・外観・相談スペースの写真を貼付する。(個人情報保護の観点から鍵付のものを使用すること。)

経歴書(参考様式3)

- (1) 備考欄を参考に作成してください。
- (2) 一人の者が管理者と相談支援専門員を兼ねる場合、題名を「管理者及び相談支援専門員の経歴書」としてください。
- (3) 主な職歴において、勤務が申請日でも継続している場合、「〇年〇月～現在」と記載する。
- (4) 職務に関連する資格は、すべて記入。資格証などの写しを添付すること。
- (5) 備考には、研修等の受講状況を記載する。相談支援専門員は、「相談支援従事者初任者(現任)研修の修了した証明書」の写しを添付する。
- (6) 顔写真を添付してください。(画像貼込可)

実務経験証明書(参考様式4)

- (1) 備考欄を参考に作成してください。
- (2) 「うち業務に従事した日数」は、必ず記載してください。
- (3) 必ず原本をご用意ください。

苦情を解決するために講ずる措置の概要(参考様式6)

- 具体的に記載してください。
別紙を添付していただいても結構です。

主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)

- **指定に係る記載事項(付表)**における「主な揭示事項 主たる対象者」と一致させる。

指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書(参考様式8)

指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書(参考様式9)

- (1) よく読んでいただき、該当しない場合は提出してください。
- (2) 印は、申請書に使用したのと同様のもので押印してください。

勤務形態一覧表(参考様式10)

- (1) 勤務形態は常勤、非常勤、専従、兼務について記載する。
実際に行う見込みの勤務時間を記載する。
- (2) 特定相談支援、障害児相談支援については、常勤換算後の人数について特段の要件がありません。したがって、常勤換算後の人数の合計が1.0人を下回っていても、指定にあたって差支

えはありません。

＊記載例参照

- (3) 管理者と相談支援専門員のための兼務の場合は、常勤・兼務となります。
- (4) 参考様式 11 に記載する際、管理者は必ず一番上に記載し、相談支援専門員と兼務している場合も、別々に記載ください。

担当

江戸川区福祉部障害者福祉課
事業者支援係

電話 03-5662-0712

FAX 03-5662-0760